

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 31 日 (火) 第 461 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (8 件) (※) (自然保護課取扱い) 1
 ○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 795 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	区 域	存続期間
平川鳥獣保護区 (昭和48年10月31日鹿 児 島 県 告 示 第 1298号の 5 を も っ て 設 定)	鹿 児 島 市 下 福 元 町 地 内 に お け る 国 道 225 号 と 国 道 226 号 と の 交 点 を 起 点 と し、 同 点 か ら 同 国 道 を 同 国 道 と 県 道 谷 山 知 覧 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 県 道 を 鹿 児 島 市 平 川 町 と 鹿 児 島 市 喜 入 瀬 々 串 町 と の 境 界 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 境 界 線 を 南 九 州 市、 鹿 児 島 市 平 川 町 及 び 鹿 児 島 市 喜 入 瀬 々 串 町 の 三 方 界 方 向 へ 進 み 同 三 方 界 に 至 り、 同 三 方 界 か ら 鹿 児 島 市 と 南 九 州 市 と の 境 界 線 を 同 境 界 線 と 国 道 225 号 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 国 道 を 起 点 方 向 へ 進 み 起 点 に 至 る 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域	令 和 5 年 11 月 1 日 か ら 令 和 15 年 10 月 31 日 まで
吹上瀉鳥獣保護区 (昭和48年10月31日鹿 児 島 県 告 示 第 1298号の 5 を も っ て 設 定)	日 置 市 吹 上 町 中 原 地 内 に お け る 国 道 270 号 と 日 置 市 道 中 原 入 来 浜 線 と の 交 点 を 起 点 と し、 同 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と 日 置 市 道 今 田 瀉 入 来 浜 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と 伊 作 川 右 岸 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 川 右 岸 を 同 川 右 岸 と 海 岸 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 海 岸 線 を 海 岸 線 と 小 野 川 左 岸 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 点 と 日 置 市 道 花 熟 里 松 瀉 線 の 終 点 と を 最 短 距 離 で 結 ぶ 直 線 を 日 置 市 道 花 熟 里 松 瀉 線 の 終 点 方 向 へ 進 み 同 終 点 に 至 り、 同 終 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と 国 道 270 号 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り、 同 点 か ら 同 国 道 を 起 点 方 向 へ 進 み 起 点 に 至 る 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域	令 和 5 年 11 月 1 日 か ら 令 和 15 年 10 月 31 日 まで
観音ヶ池鳥獣保護区 (平成 5 年 10 月 4 日 鹿 児 島 県 告 示 第 1698号を も)	い ち き 串 木 野 市 市 川 上 地 内 に お け る 県 道 郷 戸 市 来 線 と い ち き 串 木 野 市 道 内 門 上 野 線 と の 交 点 を 起 点 と し、 同 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と い ち き 串 木 野 市 湊 町 1239 番 3、 1241 番 2、 1242 番 に 接 す る 水 路 及 び 1251 番 32 並 び に 同 市 大 里 7543 番 5 及 び 7543 番 7 か ら 10 ま で の 区 域 と 同 市 湊 町 1239 番 1、 1239 番 1 と 同 市	令 和 5 年 11 月 1 日 か ら 令 和 15 年 10 月 31 日 まで

って設定)	大里4283番 1 に介在する水路, 同市湊町1240番 1 及び1252番 2 並びに同市大里4283番 2, 7414番 4 から 6 まで, 7541番 1, 7541番 4, 7542番及び7543番 1 の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線といちき串木野市道寺迫観音ヶ池線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道外戸線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道勘場堀線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道柿細り線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と南九州西回り自動車道との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同自動車道を同自動車道と農道外戸牛ノ江線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同農道を同農道と県道郷戸市来線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
照島鳥獣保護区(昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定)	いちき串木野市照島地内における国道3号といちき串木野市道六反田線との交点を起点とし, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道別府・上名線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道別府八房線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同国道を同国道と八房川右岸との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から海岸線を長崎鼻を経て海岸線といちき串木野市道大原・港線との終点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同直線を同直線といちき串木野市道大原・港線の終点との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道といちき串木野市道大原・冨下線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域及び照島の区域	令和 5 年 11 月 1 日 から 令和 15 年 10 月 31 日 まで

(「次の書面」は, 省略し, その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第796号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により, 次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお, 鳥獣保護区の保護に関する指針については, 次の書面のとおりとする。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
坊岬鳥獣保護区(昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定)	南さつま市坊津町泊地内における国道226号と南さつま市道中坊小泊線との北側の交点を起点とし, 同点から同市道を同市道と国道226号との南側の交点方向へ進み同点に至り, 同点から同国道を同国道と南さつま市道塩ヶ浦線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と南さつま市道浦尻線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と同市大字坊津町坊小字田ノ尻地内において同市道か	令和 5 年 11 月 1 日 から 令和 15 年 10 月 31 日 まで

	ら浦尻海岸に至る舗装道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同舗装道路を同舗装道路の最も南側の点方向へ進み同点に至り、同点から同点と海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を坊岬、寺ヶ崎及び荒所を経て海岸線から起点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
--	---	--

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第797号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
戸柱大島鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	阿久根市波留地内における国道3号と阿久根市道3-5-7線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と阿久根市道6-52線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と阿久根市道佐潟榊山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と春木川との交点（佐潟橋）方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を佐潟鼻及び倉津ノ鼻を経て海岸線と大橋川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに桑島及び大島の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
中郷池周辺鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	薩摩川内市国分寺町地内における薩摩川内市道風口・山田島線と薩摩川内市道大小路・越之巣線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道御陵下・瀬ノ岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道前畑・瀬ノ岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道西町・瀬ノ岡線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道瀬ノ岡・丸山線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道山田島・向鶴線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道配水池・上池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道鶴峯・向鶴線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道風口・山田島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第798号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
上小川鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	霧島市国分上井地内における霧島市道上井1号線と霧島市道上井10号線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道宮下～名波線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同市国分山下町1980番1から4334番1に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と同市国分山下町4332番1、4333番及び4341番4の区域と4326番1、4329番、4332番及び4332番3の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市上井632番4から663番1に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と霧島市道上井団地～梅ヶ谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道大川原小村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道上井1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11月 1 日 から令和 15年10月 31日まで
鹿児島県民の森鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	霧島市溝辺町有川地内における霧島市溝辺町民有林22林班と23林班との境界線と県林道丹生附線との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と県林道堅山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と霧島市溝辺町有川2962番、2970番5、2970番6、2971番、2972番、2972番1、2972番1と2972番に介在する水路、2973番2、2973番4、2976番、3028番2、3029番1、3029番3、3595番、3596番、3596番と3598番に介在する水路、3598番から3601番まで、3601番と3612番に接する無籍地、3610番、3612番及び3617番の区域と同市溝辺町有川2954番2、2960番1、2970番1、2970番2、2977番、2979番、2981番1、2981番8、2987番49、2981番4と2987番47と2987番49に隣接する道路、2987番50、2987番51、2994番、3002番、3022番2、3022番3、3615番及び3616番の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同民有林20林班と21林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島森林管理署国有林12林班と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県林道長尾山線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と始良市林道德丸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と始良市道瀬戸段・飛野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道北山・飛野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市林道飛野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と牟田山橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同橋を同	令和 5 年 11月 1 日 から令和 15年10月 31日まで

	<p>橋と始良市北山3441番2及び3454番1の区域と同市北山3441番1, 3443番13, 3443番14及び3454番1と3458番1に介在する道路の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同市北山3294番, 3297番2, 3299番1, 3299番2, 3436番4, 3436番8及び3436番9の区域と3297番3, 3297番9, 3297番10, 3436番2及び3436番3の区域との境界線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同境界線を同境界線と同市北山3297番9から3313番に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同里道を同里道と松ヶ迫川との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同川右岸を同川右岸と山田川右岸との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同点と始良市林道飛野線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と始良市林道飛野線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同林道を同林道と同市北山3287番1と3291番3に介在する水路との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同点と始良市林道長尾山線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区3号境界柱とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同林道を同林道と県道十三谷重富線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を同県道と鹿児島森林管理署国有林14林班から19林班まで及び21林班の区域と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線と霧島市溝辺町民有林22林班と23林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	
<p>菱刈小学校鳥獣保護区(昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定)</p>	<p>伊佐市菱刈前目地内における伊佐市道菱刈～重留線と白坂道路改修記念碑前の農道との交点を起点とし, 同点から同農道を同農道と伊佐市道前目麓～徳辺線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と伊佐市道前目2号線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と県道川西菱刈線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を同県道と県道菱刈横川線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を同県道と伊佐市道前目19号線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と伊佐市道菱刈～重留線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>奥十曾鳥獣保護区(昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定)</p>	<p>北薩森林管理署国有林2061林班の1小班, 2062林班, 2063林班, 2064林班イ, い, ろ, は, に, に1, ほ, へ, へ1, へ2, へ3, へ4, と, と1, と2, と3, ち, ち1, ち2, ち3, ち4, り, ぬ, る, そ1, そ2, そ3及びそ4の各小班並びに2066林班から2069林班までの区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>八幡公園鳥獣保護区(昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5)</p>	<p>始良市蒲生町上久徳地内における始良市道新辻線と県道川内加治木線との交点を起点とし, 同点から同県道を同県道と始良市道大北線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と県道浦蒲生線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を同県道と始良市道永興寺線との交点方向へ</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>

をもって設定)	進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道新辻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
---------	---

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第799号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
吾平山稜鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	鹿屋市吾平町上名地内における県道折生野神野吾平線と鹿屋市道水流線との北側の交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿屋市道黒羽子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道黒羽子大窪線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市農道黒羽子1号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と大隅森林管理署国有林27林班とを結ぶ里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同国有林27林班と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と始良川市之渡橋に最も近いえん堤の最も東側の点と同境界線とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線をえん堤との交点方向へ進み同点に至り、同点から同えん堤を同えん堤の最も西側の点と県道折生野神野吾平線と鹿屋市農道水無ヶ尾線との交点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を同直線と県道折生野神野吾平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿屋市道水流線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで
南之郷花房鳥獣保護区（平成 5 年 10 月 4 日鹿児島県告示第1698号をもって設定）	曾於市末吉町南之郷地内における県道垂水南之郷線と国道222号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と鹿児島県と宮崎県との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署国有林2115林班と同国有林2117林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同国有林2115林班、2117林班及び2116林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林2116林班と同国有林2117林班との境界線を同国有林2116林班、2117林班及び2118林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同三方界と大隅森林管理署花房林道を最短距離で結ぶ直線を同林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と曾於市道花房線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と曾於市道新田山・花房線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道南之郷志布志線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道垂水南之郷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで

	に至る線によって囲まれた区域	
新富城山鳥獣保護区（平成15年10月31日鹿児島県告示第1346号をもって指定）	肝属郡肝付町新富地内における県道岸良高山線と肝付町道神成窪野崎線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と肝付町道松崎下永山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町新富字船迫6481番地から広域農道高山線に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と広域農道高山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と肝付町道下永山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道下ノ門永山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町屋治前本城線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町新富字中村園5762番地1から肝付町新富字神之市川原5712番地1に通ずる里道との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と肝付町屋治前本城線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道岸良高山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第800号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとす。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	西之表市馬毛島の全区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 6 年 10 月 31 日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第801号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとす。

令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
小杉谷鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第	屋久島森林管理署国有林99林班及び100林班の区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月

1662号をもって設定)		31日まで
荒川鳥獣保護区(昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定)	屋久島森林管理署国有林80林班い, い1, い2及びわの各小班, 85林班い及びろの各小班並びに86林班い, い1, い2, ち及びりの各小班的区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
宮之浦岳鳥獣保護区(昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定)	屋久島森林管理署国有林93林班ほ及びイの各小班, 94林班は及びイの各小班並びに97林班の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁屋久島事務所農林普及課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第802号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和5年10月31日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
長雲峠鳥獣保護区(昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定)	大島郡龍郷町円地内における龍郷町林道円線と龍郷町道本茶安木屋場線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と里道(通称長雲道)との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と円本川との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川を龍郷町林道円線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第803号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、宮之浦岳鳥獣保護区(昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定)の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

なお、特別保護地区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和5年10月31日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区	屋久島森林管理署国有林93林班ほ及びイの各小班, 94林班は及びイの各小班並びに97林班の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁屋久島事務所農林普及課に備え置いて縦覧に供する。)